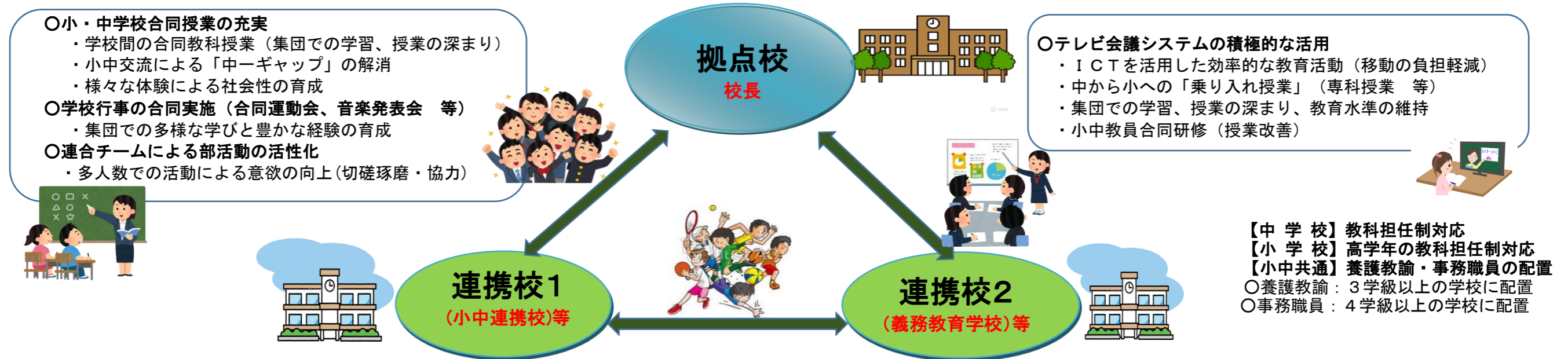


【拠点校方式(チェーンスクール)】学校間連携の特色

～ 連携で新たな特色ある教育活動の推進 ～

○拠点校と連携校が学校間連携により、小規模化した学校を維持しつつ、人的・物的資源を相互に活用

- 免許外教科担任の解消を図るため、教員に対して複数 中学校間の兼務発令
- 兼務教員は、主に拠点校を中心に配置（当該免許教科を担当。兼務校の分掌について配慮）



小中連携校	義務教育学校	「連携校（分校）」
<p>○小学校と中学校それぞれ別の学校であるが、教育目標や教育課程の共通部分について連携する学校</p> <p>○小学校と中学校の「乗り入れ授業」が可能</p> <p>※同一地域の学校が交流・連携</p>	<p>○小中学校を廃止し、1人の校長の下、義務教育の9年間、小中一貫教育を目的とする学校</p> <p>○小学校課程と中学校課程間の「乗り入れ授業」が可能</p>	<p>○拠点校(本校)と連携校(分校)を連合化し、小規模化した学校を維持しつつ、人的・物的資源を相互に活用</p> <p>○合同授業やICTの活用(Web授業の実施)</p>
<p>【共通点】 小学校と中学校の9年間で子どもを育てる小中一貫教育の実施 ※児童生徒、保護者にとって基本的な違いはない</p> <p>【相違点】 校長配置数と教員組織数に違いあり</p>		
<p>中学校 校長</p> <p>小学校 (校長)教頭</p> <p>「校舎一体型」と「校舎分散型」</p>	<p>中学校 校長</p> <p>義務教育学校 校長</p> <p>小学校 校長</p>	<p>○児童生徒数の減少 ○校区外への通学困難</p> <p>↓</p> <p>学校存続へ（教育の質の確保と向上）</p> <p>拠点校(本校) 校長</p> <p>連携校(分校) 管理責任者</p> <p>【学校分散型】</p> <p>【分校設置基準】（学校教育法施行規則18条） 小学校：5学級以下、中学校：2学級以下 ○本校への通学が困難、又は著しく不便な場合、児童生徒の就学の確保を図るために設置</p>